

原発事故当時、福島県外に自宅を有していたものの、自宅と避難指示解除準備区域(檜葉町)の実家とを行き来しながら生活をしていた申立人長男について、実家への一時立入費用の賠償を認めるとともに、生活の本拠が一定程度実家にあったと認定し、平成23年3月から平成30年3月まで目安額の3割である月額3万円の日常生活阻害慰謝料、目安額の3割である75万円の生活基盤変容による精神的損害の賠償をそれぞれ認め、また、原発事故当時実家に居住していた被相続人(父)について、避難交通費の損害、過酷避難状況による精神的損害及び生活基盤変容による精神的損害を認め、相続人である申立人ら(長男、次男、三男)に賠償された事例。

和解契約書(全部和解)

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年(東)第〇号事件(以下「本件」という。)につき、申立人X1、同X2及び同X3(併せて、以下「申立人ら」という。)と被申立人東京電力ホールディングス株式会社(以下「被申立人」という。)は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目(下記期間に限る。)について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

| | |
|------|---|
| 損害項目 | ア 申立外Aに係る過酷避難状況による精神的損害(中間指針第五次追補第2の1) |
| | イ 申立外Aに係る生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2) |
| | ウ 申立外Aに係る避難交通費 |
| | エ 申立人X1に係る生活基盤変容による精神的損害(中間指針第五次追補第2の2) |
| | オ 申立人X1に係る精神的損害(日常生活阻害慰謝料) |
| | カ 申立人X1に係る一時立入費用 |

| | |
|----|---|
| 期間 | 上記損害項目アについて 平成23年3月11日から平成23年9月10日まで |
| | 上記損害項目ウについて 平成24年7月8日 |
| | 上記損害項目オについて 平成23年3月11日から平成30年3月31日まで |
| | 上記損害項目カについて 平成23年3月11日から平成24年8月26日まで |

2 和解金額

被申立人は、前項の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金6,608,226円の支払義務があることを認める。

〈内訳〉

| | |
|---|------------|
| ア 申立外Aに係る過酷避難状況による精神的損害（中間指針第五次追補第2の1） | 300,000円 |
| イ 申立外Aに係る生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2） | 2,500,000円 |
| ウ 申立外Aに係る避難交通費 | 54,170円 |
| エ 申立人X1に係る生活基盤変容による精神的損害（中間指針第五次追補第2の2） | 750,000円 |
| オ 申立人X1に係る精神的損害（日常生活阻害慰謝料） | 2,550,000円 |
| カ 申立人X1に係る一時立入費用 | 454,056円 |

3 既払金

申立人ら及び被申立人は、被申立人が申立人らに対し第2項の金員のうち、オ及びカにつき令和5年4月20日付け和解契約書（一部）に基づき金3,004,056円を支払済みであることを確認する。

4 支払方法

（省略）

5 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

ア 申立外Aが平成24年8月〇日に死亡し、申立人らが申立外Aの被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと

イ 申立人らの知る限り、申立人らが申立外Aの全相続人であること

6 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（ただし、同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求をしない。

7 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和5年6月22日

(仲介委員 楯 香津美)